

第42号議案

学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和7年5月7日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園
文京区立小学校
文京区立中学校

学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

文京区教育委員会

第十一条に次の一項を加える。

5 職員は、職務の執行に当たり、就業者（東京都カスタマー・ハラスメント防止条例（令和六年東京都条例第四百十号）第二条第二号に規定する就業者をいう。）に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為（同条第四号に規定する著しい迷惑行為をいう。）であつて、就業環境を害するものを行つてはならない。

学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条から第十一条の4まで （略） （ハラスメントの禁止） 第十一条 5 職員は、職務の執行に当たり、就業者（東京都カスタマー・ハラスメント防止条例（令和六年東京都条例第百四十号）第二条第二号に規定する就業者をいう。）に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為（同条第四号に規定する著しい迷惑行為をいう。）であって、就業環境を害するものを行って <u>はならない。</u> 第十二条から第二十三条まで （略） 別記様式第一号から第八号まで （略）	第一条から第十条一の4まで （略） （新設） 第十二条から第二十三条まで （略） 別記様式第一号から第八号まで （略）